

西山東地区防災計画



令和6年10月作成
西山東地区防災会

目次

はじめに

1 地区の概要

- (1) 地区の範囲及び人口世帯数 1
- (2) 地震・津波 2
- (3) 風水害 5
- (4) 土砂災害 12

2 防災活動

- (1) 西山東地区防災会規約 15
- (2) 平常時における防災活動 18
- (3) 中長期的な活動予定 19
- (4) 防災研修会の実施状況 20
- (5) 防災訓練の実施状況 21
- (6) その他の実施状況 22
- (7) 災害時における防災活動 23

3 資料編

- (1) 災害時の情報入手先 24
- (2) 西山東地区防災士資格取得数（補助金利用） . . 25
- (3) 西山東地区防災資機材リスト 25
- (4) 避難行動の考え方 27

はじめに

和歌山市に影響をおよぼす災害として、南海トラフによる海溝型地震や中央構造線による内陸直下型地震、台風や集中豪雨による風水害等が想定されます。

西山東地区は、紀の川や和田川の氾濫など大規模災害が発生した際、地区の和田川周辺などで風水害の被害が想定されている。

本計画では地域の実情に即したものとするため、具体的な情報を盛り込むことで、万一の場合に対応できるように安全に避難する計画を策定するものである。

1 地区の概要

(1) 地区の範囲及び人口世帯数

①地区の範囲

相坂の一部、伊太祈曽、奥須佐、吉礼、口須佐、境原、頭陀寺、吉里

②地区内の人口世帯数

・人口：4,492人 ・世帯数：1,969世帯
(令和6年4月1日現在の国勢調査基準人口世帯数)

(2) 地震・津波

①防災マップ 津波

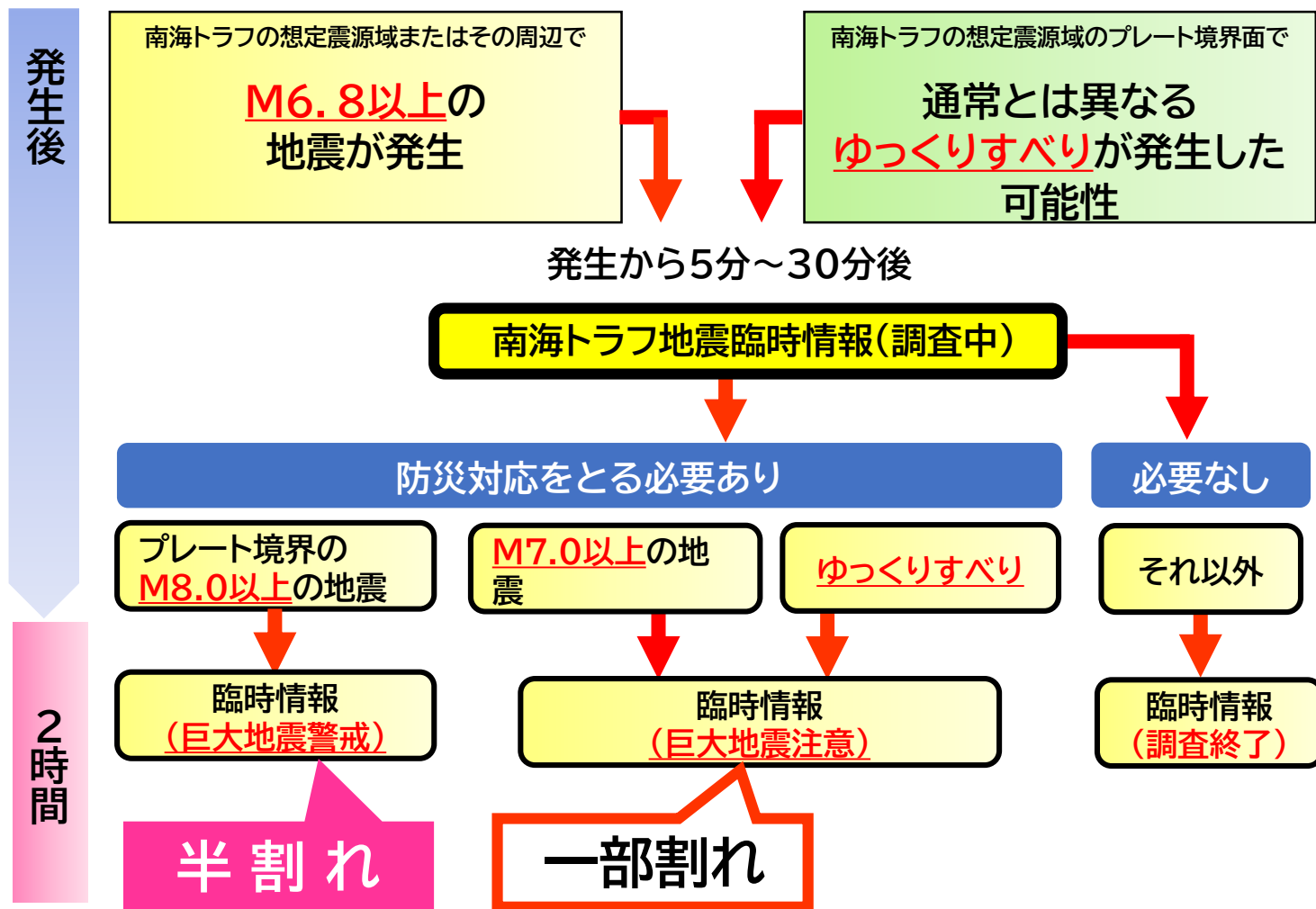
浸水しない想定である。

防災マップ 地震・津波編
西山東を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/20_jishin_map.pdf

図1 西山東地区防災マップ（津波）

② 南海トラフ地震臨時情報フロー図



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

地震発生からの目安	南海トラフ地震臨時情報		
	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
～1週間	- 日頃からの地震への備えの再確認 - 事前避難の検討	日頃からの地震への備えの再確認	
～2週間	日頃からの地震への備えの再確認		
2週間～	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

日頃からの備えのポイント！

- ・防災ハザードマップで災害リスクや避難場所等の確認
- ・家庭における備蓄品(飲料水・食料・日用品等)の確認
- ・地震の揺れへの対策(家具の固定・住宅の耐震化等)
- ・防災情報の収集手段の確認(防災情報メール等)

③西山東地区タイムライン（地震編）

※震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	住民	西山東地区防災会
初動対応	発災直後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる	安全確保	安全確保
	1時間まで	避難所開設 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	一時避難	地区防災本部設置 情報収集 安否確認 要配慮者支援
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	安全な場所へ避難する	避難所開設支援
	1日まで	物資の配布 自衛隊が到着	避難所を運営する	避難所運営体制の構築 備蓄の配付
	3日まで	広域火災が鎮火、停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下		在宅避難者の把握
復旧期	2週間まで	行方不明者の捜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	罹災証明発行 仮設住宅入居開始		

(3) 風水害

①防災マップ 風水害編

浸水する想定である。（点線は主要道路）

防災マップ 風水害編
西山東を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/res/projects/default_project/page/001/049/769/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/fusuigai/20_fusuigai_map.pdf

図2 西山東地区防災マップ（風水害）

①ため池ハザードマップ

浸水する想定である。

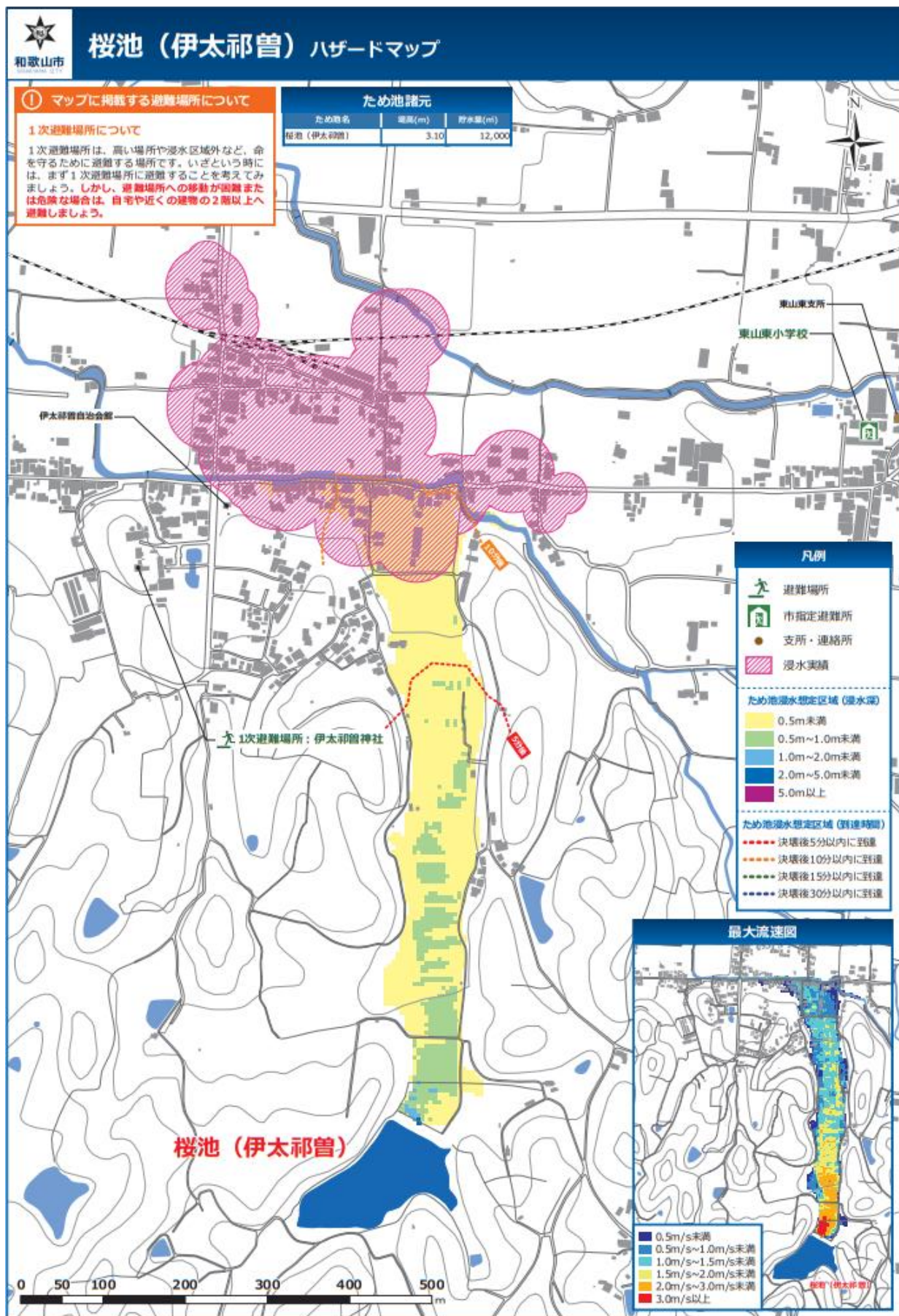


図3 ため池ハザードマップ（桜池）

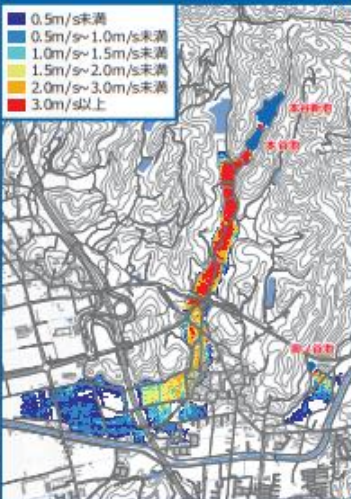
本谷新池・本谷池、奥ノ谷池 ハザードマップ

① マップに掲載する避難場所について

1次避難場所について

1次避難場所は、高い場所や浸水区域外など、命を守るために避難する場所です。いざという時には、まず1次避難場所に避難することを考えてみましょう。しかし、避難場所への移動が困難または危険な場合は、自宅や近くの建物の2階以上へ避難しましょう。

最大流速図



ため池諸元

ため池名	湛容量(m³)	貯水量(m³)
本谷新池	11,600	91,000
本谷池	6,100	3,900
奥ノ谷池	3,200	330

凡例

- 避難場所
- 市指定避難所
- 支所・連絡所
- 消防署
- 警察署
- 浸水実績
- ため池浸水想定区域(浸水深)
 - 0.5m未満
 - 0.5m~1.0m未満
 - 1.0m~2.0m未満
 - 2.0m~5.0m未満
 - 5.0m以上
- ため池浸水想定区域(到達時間)
 - 決壊後5分以内に到達
 - 決壊後10分以内に到達
 - 決壊後15分以内に到達
 - 決壊後30分以内に到達

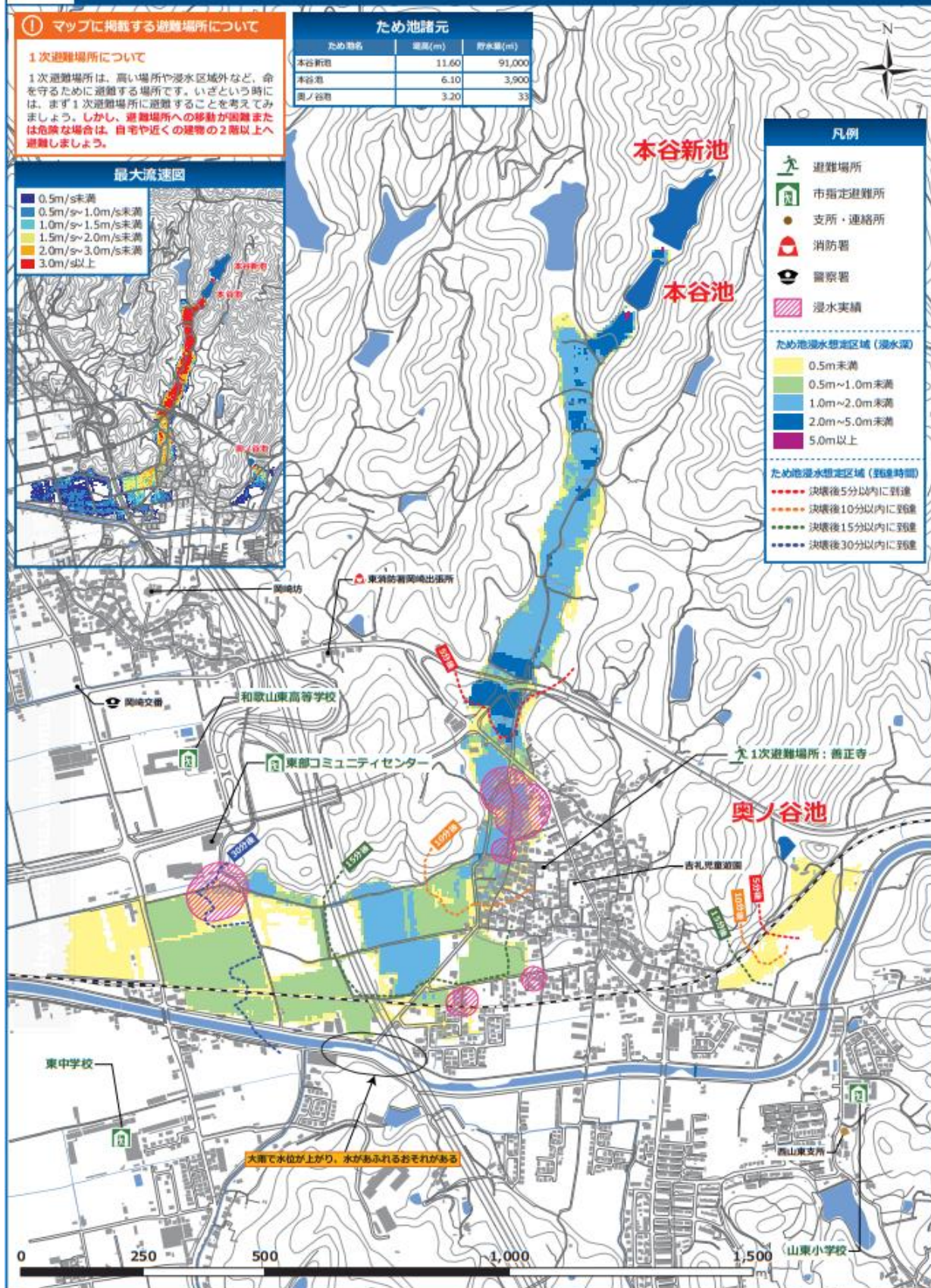


図4 ため池ハザードマップ(本谷新池)

十谷池 ハザードマップ

① マップに掲載する避難場所について

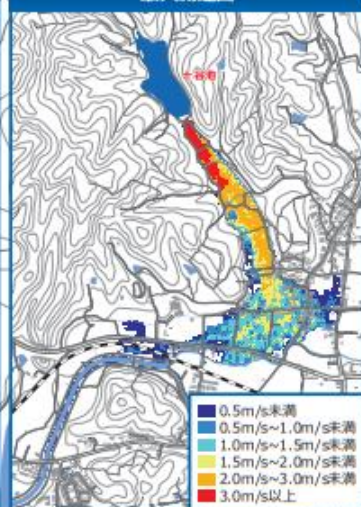
1次避難場所について

1次避難場所は、高い場所や浸水域外など、命を守るために避難する場所です。いざという時には、まず1次避難場所に避難することを考えてみましょう。しかし、避難場所への移動が困難または危険な場合は、自宅や近くの建物の2階以上へ避難しましょう。

ため池諸元

ため池名	標高(m)	貯水量(m³)
十谷池	5.30	42,130

最大流速図



凡例

- 避難場所
- 市指定避難所
- 支所・連絡所
- 浸水実績
- ため池浸水想定区域(浸水深)
 - 0.5m未満
 - 0.5m～1.0m未満
 - 1.0m～2.0m未満
 - 2.0m～5.0m未満
 - 5.0m以上
- ため池浸水想定区域(到達時間)
 - 決壊後5分以内に到達
 - 決壊後10分以内に到達
 - 決壊後15分以内に到達
 - 決壊後30分以内に到達

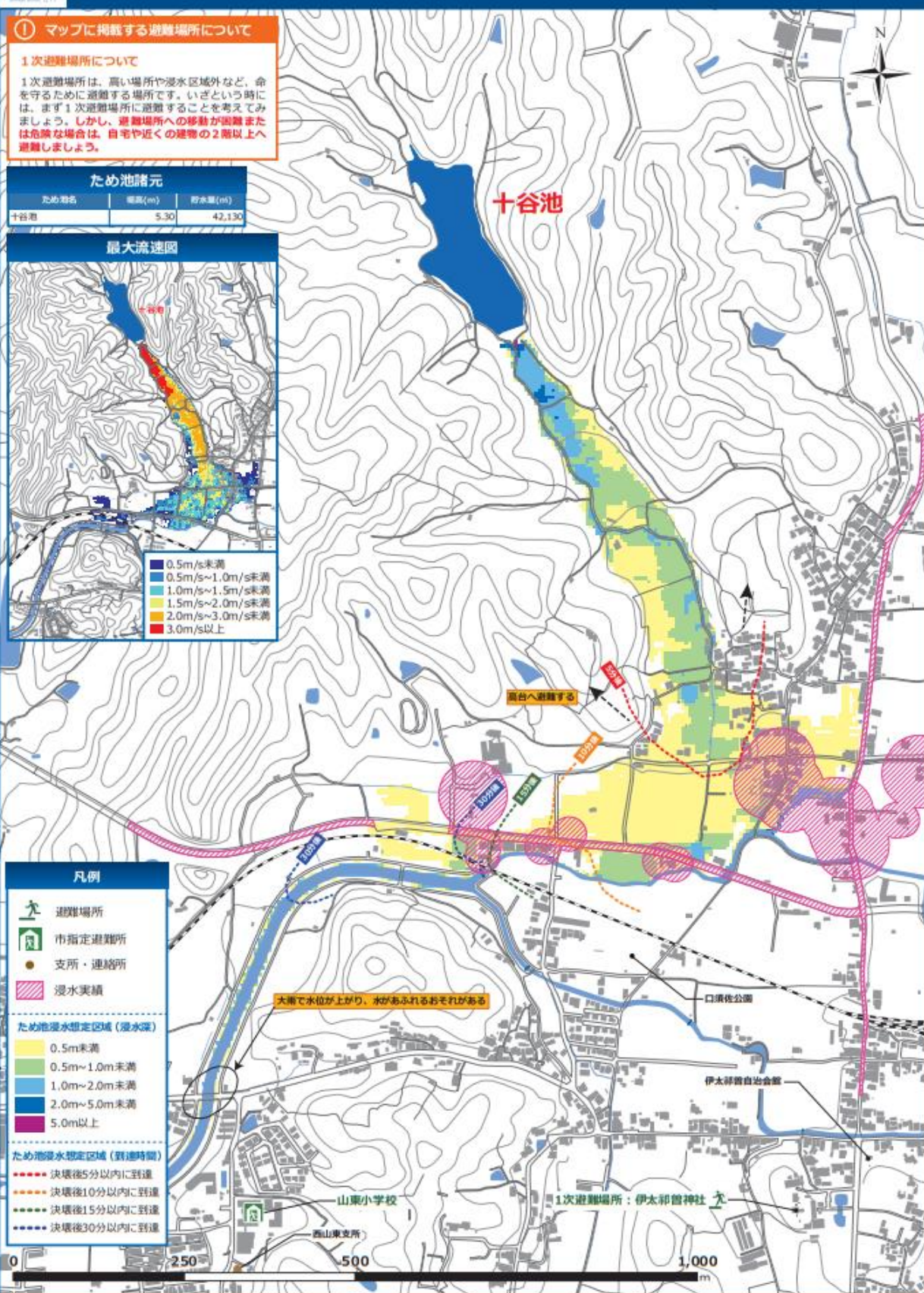


図5 ため池ハザードマップ(十谷池)

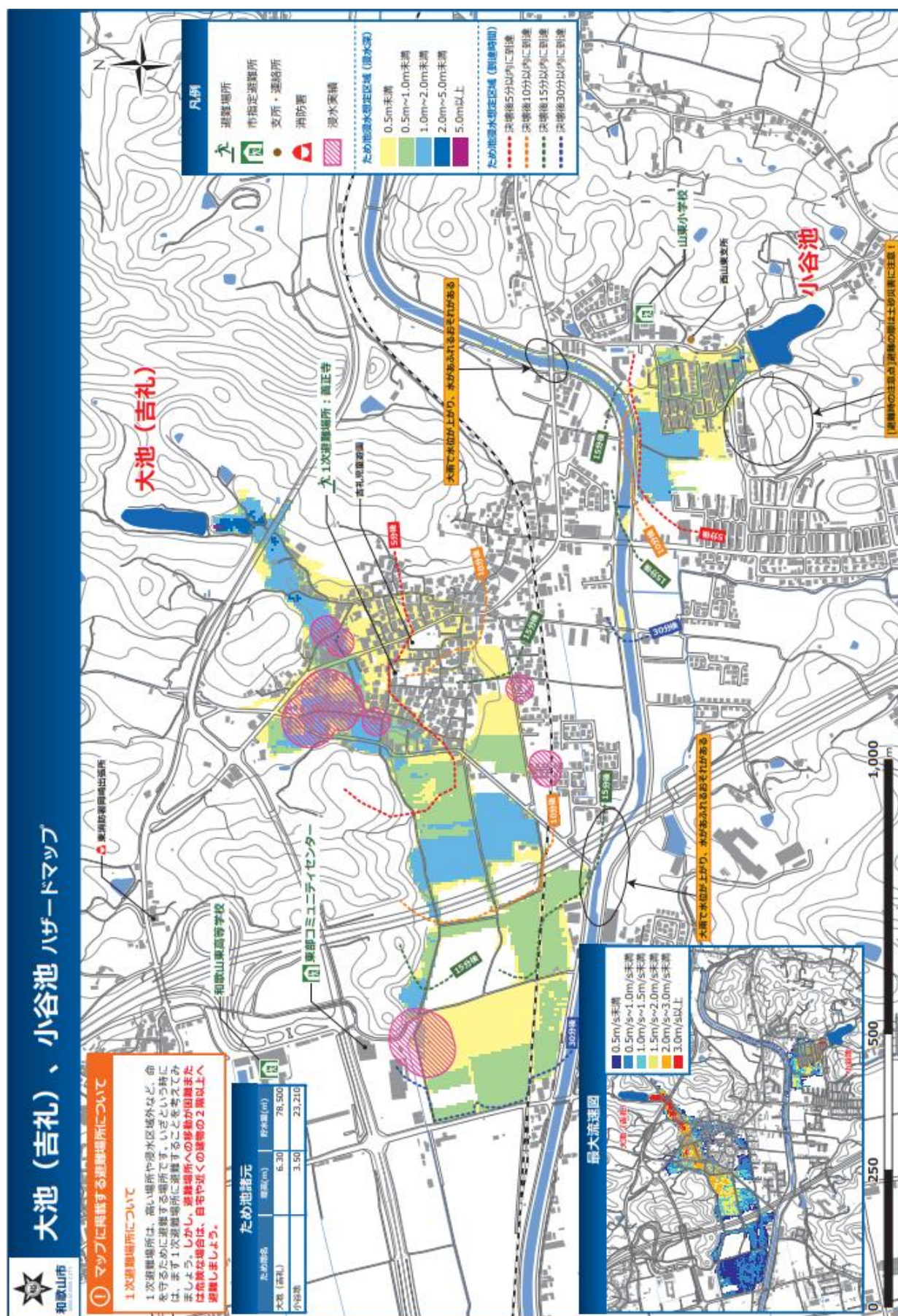


図6 ため池ハザードマップ（大池）

②西山東地区タイムライン（水害版）



警戒 レベル	気象庁が発表	行 政	住 民	西山東地区防災会
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難する	
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	避難指示	近くの避難所や自宅の上階へ避難開始	支部や避難所と連携し、必要な支援を行う
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	要配慮者とその支援者は近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報		テレビやラジオ等で気象情報に注意する	インターネット等で情報を収集する
1	早期警戒情報			テレビやラジオ等で気象情報に注意する

③大雨時の避難行動

大雨に備え、下記のフロー図を参考に、あなたの避難行動を考えておきましょう。
自宅周辺の危険な箇所等を確認してください。

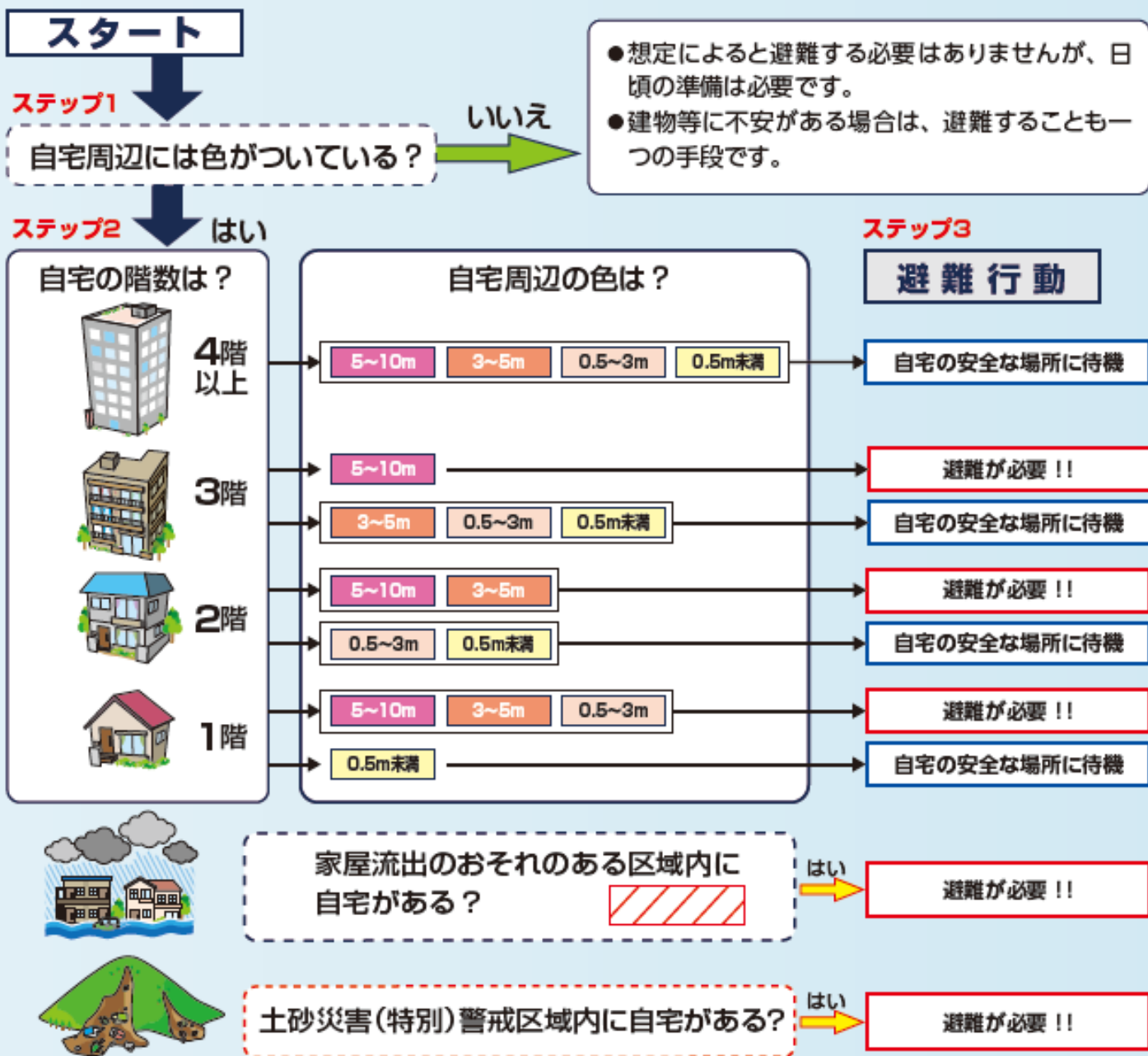


図7 大雨時の避難行動判断フロー図

(4) 土砂災害

土砂災害ハザードマップ

警戒区域及び特別警戒区域がある。

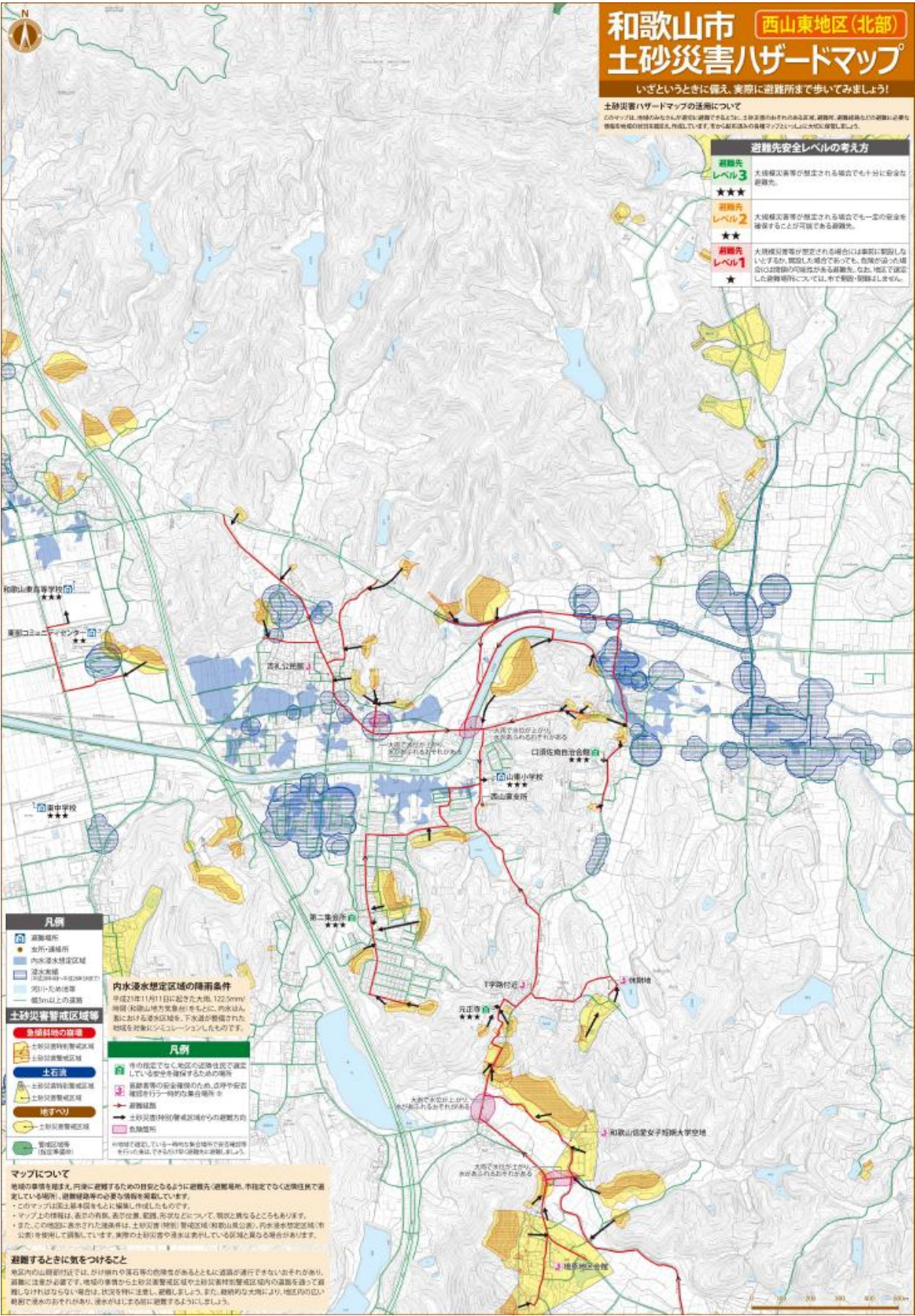


図8 西山東地区(北側) 土砂災害ハザードマップ

あなたのとるべき行動は！

Actions you should take

你应当采取的行动! 당신이 취해야 할 행동은!

情報収集



警報発令

避難準備



避難開始



土砂災害の種類

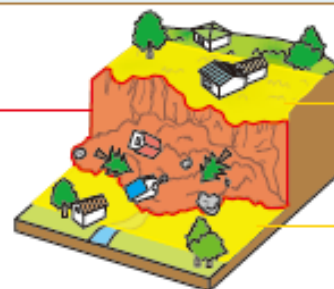


Types of landslide disasters 泥沙災害的种类 토사 재해의 종류

大雨や台風、地震が起きたときには、地盤がゆるみ、がけ崩れや土石流、地すべりといった土砂災害を引き起こす可能性があります。

がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

土砂災害特別警戒区域

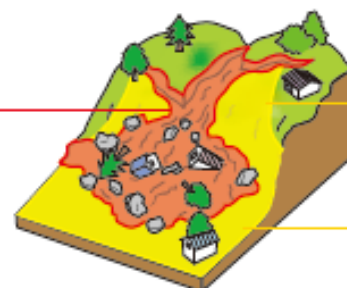


土砂災害警戒区域

地面にしみ込んだ水分により、急な斜面が突然崩れ落ちる現象です。突然起きるため、家の付近で起きると逃げ遅れる人も多く、死者の割合も高くなります。

土石流

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

長雨や集中豪雨などによって、山や川の石と砂が水と一体となって一気に下流へ押し流される現象です。

地すべり

土砂災害特別警戒区域



土砂災害警戒区域

大雨や長雨等により雨水が地面にしみ込み、水の力によって持ち上げられた地面が広い範囲にわたりゆっくりと動きだすものをいいます。

図10 とるべき行動と土砂災害の種類

2 防災活動

(1) 西山東地区防災会規約

(名称)

第1条 この会は、和歌山市西山東地区防災会（以下「本会」という）と称する。

(活動拠点の所在地)

第2条 本会の活動拠点は、次のとおりとする。

活動の拠点は、西山東地区会館（西山東支所 和歌山市吉礼3 4 2－2）とする。

(目的)

第3条 本会は、災害対策基本法及び和歌山市地域防災計画の規定により、西山東地区住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことによって、災害（風水害、震災、火災等をいう）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。

(2) 災害発生時における指定避難所運営及び西山東地区災害対策本部への協力に関すること。

(3) 本会の防災資機材等の整備・管理・運用に関すること。

(4) 防災に関する行政補助金申請に関すること。

(5) 他組織との連携に関すること。

(6) その他、本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第5条 本会は、西山東地区に住所を有する世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 3名以内

(3) 部長 若干名

(4) 副部長 若干名

(5) 防災委員 若干名

(6) 会計 1名

(7) 会計監査 1名

(役員の選任)

第7条 役員は、総会において承認を得る。

2 会長は、役員会で推薦された者とする。

3 副会長及び部長は、会長が委任する。

4 副部長は、担当部長が委任する。

5 会計、会計監査は、会長が委任する。

6 防災委員は、各自治会において自治会長が委任する。

7 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 補欠により引き継いだ者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

3 部長は、担当部内を統括し、必要な指示及び調整を行う。

4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を行う。

- 5 会計は、本会の収入・支出金及び帳簿の管理を行う。
- 6 会計監査は、本会の会計を監査する。
- 7 防災委員は、各自治会を代表して本会への提言等を行い、本会と自治会との意思疎通を図る。

(顧問、アドバイザー)

第9条 本会は、情報及び必要な提言・助言を得るため、顧問及びアドバイザーを置くことができる。

(部の設置)

第10条 本会に次の部を置く。

(1) 本部・総務部

(2) 避難所運営部

(部員)

第11条 本会の部員は、会員の中から各部長が委任する。

2 部員は、担当する部の活動を行う。

3 部員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議の種別)

第12条 本会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

2 会議の議事は、出席者の過半数を以って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

3 総会は、役員、部員、及び各自治会長を以って構成する。

4 総会は、会長が招集し自ら議長を務め議事を審議する。

5 総会は、次の事項を審議する。

(1) 規約の改正に関すること。

(2) 事業計画に関すること。

(3) 決算、及び予算に関すること。

(4) その他、総会が特に必要と認めたこと。

(役員会)

第14条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、自ら議長を務め議事を審議する。

2 役員会は、次の事項を議決する。

(1) 本会の運営に必要なこと。

(2) 総会に提出すべきこと。

(3) 総会、及び各会議により委任されたこと。

(4) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

3 会長は役員会の承認を得て、役員以外の会員、及び会員以外の者を出席させることができる。

(部会)

第15条 部会は、部長、副部長及び部員で以って構成する。

2 部会は、部長が招集し自ら議長を務め、次の事項を審議する。

(1) 本会活動において、部内での協議と調整が必要なこと。

(2) 役員会に提出すべきこと。

3 他部からの出席、及び複数部合同で開催することができる。

(災害対策本部への協力)

第16条 西山東地区災害対策本部からの要請に従い、指定避難所運営を行う。

(経費)

第17条 本会の運営に要する経費は、各種補助金等をもって充てる。

(会計)

第18条 本会の会計は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日をもって終了する。

(委任)

第19条 この規定に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が役員会に諮り定める。

付則

この規約は平成10年8月10日から実施する。

平成28年4月1日改訂し実施する。

平成30年4月25日改訂し実施する。

令和3年5月19日改訂し実施する。

令和3年11月22日改訂し実施する。

令和6年5月10日改訂し実施する。

(2) 平常時における防災活動

項 目	具体的内容
防災訓練	避難所までの避難訓練や避難所受付訓練などを実施する。
防災講座	和歌山市職員出前講座で「和歌山市の災害と防災対策」及び「マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～」を受講する。
防火、 救出・救護の 慣熟	消防署が行う「防火・防災の集い」などを通じて、消火器の取扱いやAEDの取扱いを習熟する。
災害への備え	・行政と連携し、住宅の耐震化・家具の固定や配置の重要性を周知するとともに、個人宅での備蓄を推奨する。 ・避難先や避難経路について家族と話し合う重要性を周知する。
安全点検	・地区内の危険箇所を確認するために、まち歩きを実施する。 ・防災資機材の定期点検を行う。
要配慮者 支援体制の 整備	地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に迅速に避難できるように、必要に応じて防災訓練の内容を考える。

(3) 中長期的な活動予定

課 題	内 容
担い手の育成	和歌山県主催の防災士育成研修（紀の国防災人づくり塾）へ参加する。
災害時協力 井戸の普及	災害時に水道が機能しなくなった場合に備え、生活用水を確保するために、協力井戸の周知・登録を呼びかける。
地区内各種 団体との 協力・連携	消防団等各種団体や連絡所と災害時の役割を決めておく。

(4) 防災研修会の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災研修会	きいちゃんの災害避難ゲーム（避難所運営）	令和6年 2月17日 （土）

(5) 防災訓練の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災訓練		

(6) その他の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
地区防災計画 の見直し	一年間の防災活動の振り返りを行い、本計画の見直しを行う。	通常総会時

(7) 災害時における防災活動

活動名	活動内容
応急対策の指揮	会長（副会長）は、各部長及び会計を招集し、応急対策の指揮を執る。
情報収集・伝達	本部・総務部は、地区の被害状況を把握し、各自治会との意思疎通を図る。
避難所の運営	避難所運営部は、山東小学校、口須佐南自治会館、菖蒲ヶ丘団地第2集会所及び元正寺の避難所を運営する。

3 資料編

(1) 災害時の情報入手先

内容	QRコード等
防災情報電話案内サービス 防災行政無線の放送内容を聞くことができる。	0120-077-199
和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容をメールで確認することができる。	
和歌山市ホームページ	
和歌山地方気象台ホームページ	
関西電力停電情報	

(2) 西山東地区内防災士資格取得数(補助金使用)

3人

(3) 西山東地区防災資機材リスト

物 品	数 量	保管(設置)場所
一輪車	1	
ガソリン携行缶 10L	1	
のこぎり	1	
標識ロープ	2	
クレモナロープ	1	
救急セット	1	
両口ハンマー	2	
バール	2	
LEDライト	7	
ミニメガホン	3	
レイニーメガホン	1	
三角コーン	2	
コーンベッド	2	
消火器	1	
発電機	9	
投光器	18	

(4) 避難行動の考え方



**安全なホテル・旅館
への立退き避難**



通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。

屋内安全確保



ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

■■■ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。

「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m～10m未満 (3階床上浸水～4階軒下浸水)
2階	3m～5m未満 (2階床上～軒下浸水)
1階	0.5m～3m未満 (1階床上～軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

出典：「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」（内閣府）
https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/